

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡)

(カナダ側書簡)

(訳文)

【 】は、カナダ政府と日本国政府との間で到達した次の了解をカナダ政府に代わって確認する光栄を有します。

1 日本国政府は、この書簡の署名の時点において、この書簡の附属書（以下「附属書」という。）第A部に掲げる表示がカナダで保護されている地理的表示であることを認める。カナダの利害関係者は、日本国の関係法令に定める手続に従うことを条件として、及び同国の適用可能な法令に従い、当該表示が日本国において世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第二十二条から第二十四条までの規定に従って地理的表示として保護されることを求めることができる。もつとも、貿易関連知的所有権協定第二十四条の規定に基づく例外が適用される場合は、この限りでない。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

2 カナダ政府は、この書簡の署名の時点において、附属書第B部に掲げる表示及びその翻訳が日本国で保護されている地理的表示であることを認める。日本国の利害関係者は、カナダの関係法令に定める手続に従うことを条件として、及び同国の適用可能な法令に従い、当該表示がカナダにおいて貿易関連知的所有権協定第二十二條から第二十四條までの規定に従って地理的表示として保護されることを求めることができる。もつとも、貿易関連知的所有権協定第二十四條の規定に基づく例外が適用される場合は、この限りでない。

3 附属書は、カナダ及び日本国の関係法令に定める手続に従うことを条件として、及び両国の適用可能な法令に従い、他方の国の領域における地理的表示の保護を求める手順及び手続において、附属書に掲げる表示が自国の領域において地理的表示として保護されていることの証拠として用いることができる。

4 両政府は、ぶどう等から製造した醸造酒及び蒸留酒の追加的な地理的表示であって附属書に掲げられ得るものについて、いずれかの政府の要請に基づいて検討し、及び相互の同意により決定することができる。両政府は、附属書に掲げる地理的表示が原産国において保護されなくなった場合又は使用されなくなった場合には、当該地理的表示を附属書から削除することができる。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

5 いずれの一方の政府も、この了解の実施に関し、及び当該政府が他方の国の領域における表示の保護に関する当該政府の利益に影響を及ぼし得ると考える実際にとられた措置若しくは措置の案その他の事項に関し、他方の政府との協議を要請することができる。

6 5の要請に基づいて、両政府は、相互に満足する解決を得るための方法を検討するために協議することを試みることができる。

7 両政府は、この了解のいかなる内容も、環太平洋パートナーシップ協定第十八章（知的財産）第E節（地理的表示）及び両国が締約国であるその他の国際協定の地理的表示に関する規定に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

【 】は、更に、ひとしく通用するフランス語及び英語によるこの書簡並びに貴国政府がこの了解を共有していることを確認する【 】の返簡が、両政府間の了解を構成することを提案する光栄を有します。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(日本側書簡)

【は、【の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

【は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認するとともに、ひとしく通用するフランス語及び英語による【の書簡並びにこの返簡が両政府間の了解を構成することを確認する光栄を有します。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

附属書

第A部

カナダで保護されている地理的表示は、次のとおりである。

蒸留酒

カナディアンライウイスキー

カナディアンウイスキー

ぶどう等から製造した醸造酒

BCガルフアイランド

ビームスヴィル・ベンチ

ブリテイッシュ・コロンビア

クリーク・シヨアーズ

フレーザー・バレー

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

フオー・マイル・クリーク
レイク・エリー・ノース・シヨアー
リンカーン・レイクシヨアー
ナイアガラ・イスカープメント
ナイアガラ・レイクシヨアー
ナイアガラ・ペニンシュラ
ナイアガラ・リバー
ナイアガラ・オンザレイク
オカナガン・バレー
オンタリオ
オンタリオ・アイスワイン
プリンス・エドワード・カウンティ
シミルカミーン・バレー

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

シヨート・ヒルズ・ベンチ
セント・デービッド・ベンチ
トウエンティ・マイル・ベンチ
バンクーバー・アイランド
バインマウント・リッジ

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

第B部

日本国で保護されている地理的表示は、次のとおりである。

蒸留酒

壱岐

球磨

琉球

薩摩

ぶどう等から製造した醸造酒

白山

日本酒

山梨